

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220070	歩道等における自転車等駐車器具の占用許可基準・構造要件の緩和(着脱式の自転車等駐車器具等の可能化)	道路法第32条 道路法施行令第11条の8、 第12条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。		「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車等」を駐車させるための必要な車輪止め装置その他の器具の占有許可基準」では、自転車等駐車器具の構造等について「固定式」とされているところであるが、「十分な安全性及び耐久性を具備したものである」という条件が、イベント時等において着脱可能な方式によるものでも占有許可の対象とする。	松山市大街道商店街(道路幅員15m、延長450mの市道:市道全体がアーケード、終日歩行者専用道路)において、まちづくり会社や商店街振興組合等が、日常の放置自転車対策を図るために自転車等駐車器具を占有する場合に、商店街等では、歩行者空間を利用した着・脱のまじりの大名行列・野球観戦など、土曜夜祭、俳句甲子園大会等各種イベントも実施されていることから、イベント時における歩行者等の安全で円滑な通行を確保するため、駐車器具等の構造について、現行規制の「固定式」限定から、イベント時には取り外して移動・収納できる着脱可能なものでも占有許可とする。	D	当該提案は、松山市道における道路占用許可の取扱いに関するものであり、自治事業者に委ねるもので、お尋ねのような構造のものについては、市の判断で許可することも当然に可能である。						1 0 5 9 0 1 0	まちづくり松山市	愛媛県	国土交通省		
1220080	コンプライアンスに優れた輸送業者と荷主とが協働して特定経路で特定貨物を輸送する場合の特例措置の許可申請の簡素化	道路法第47条の2第1項	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物の種類等であるが、当該車両を通行させようとする者のうち、エアサスペンションを装着し、又は交通の危険を防止するための必要な条件を附して、一般的制限値をこえる車両の通行を許可することができる。		現行は許可制度である特殊車両の通行について、輸送安全面でコンプライアンスに優れた特定の輸送業者と荷主とが協働して、重要港湾及びその港湾区域に属する特定の申請経路のうち、国管理の指定道路及び高さ指定道路において、当該経路を通行する特殊車両と併せて道路管理者が新たに指定する車両制限値(幅、長さ、高さ、重さ等)の範囲内で、当該荷主に係る貨物を積載する車両を通行させようとする場合には、これを届出制とする。	現行許可制度は、手続が煩雑で繰り返しのものが多く、また緊急輸送が必要な場合には対応できないなど、物流の効率化を阻害している状況にある。そこで、許可上の考慮条件(道路構造の保全、交通の危険防止)を踏まえ本提案の実施により、安全性を確保した効率的な物流システムを構築することで、東浜港から常陸那珂港を活用するよう物流シフトさせ、特区内外の異なる物流ネットワーク化を促進してまいりたい。まず、道路構造の保全への影響については、本提案のルートが、「①高さ・高さ指定道路」を想定しているため、他の道路と比較して少ないものと考え、次に、交通の危険防止の観点については、安全輸送を重視し、「②提案主体をコンプライアンスに優れた者に限定」している。例えば、輸送業者は道路法又は貨物自動車運送事業法に基づき指車取付又は行政処分を一定期間受けていない業者を、荷主は特定の港を定期的利用して製品の輸送等を行う「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」(H19・国土交通省)等にに基づき当該輸送業者と協働して安全輸送を請うる業者を想定している。さらに、上記①②の場合において、許可申請の道路管理者が本提案で想定した輸送重量物等に明示された当該特殊車両の制限値を新たに指定することで、当該経路での安全輸送可能範囲が対応し、当該車両ごとに原則必要な許可申請が省略可能となる。なお、当該輸送に当たっては法令遵守事項を履行するほか、実施期間中に道路・交通状況の変化が生じた場合には、提案主体が協働して、直ちに道路管理者と協議を行い、輸送内容を再確認するなどして安全輸送に努めてまいりたい。	特殊車両通行許可は、一般的に禁止されている重量及び寸法の車両の通行の申請に対し、道路管理者が通行経路の道路と当該車両の物理的な関係において通行の可否を審査し、禁止を解除するものである。高さ指定道路は車両の軸距に応じて最大28トンまで、高さ指定道路は4.1mまでの通行がそれぞれ一般的に可能となっている点で他の道路とは異なるが、それ以上の重量、高さ等の車両については上記の特殊車両通行許可の審査が必要となる。例えば、車両によっては後部については重量管理を軽減したり、対向車線の車両の通行を制限することにより道路にかかる総重量を軽減したり、現地に於ける最新の道路事情や交通状況を考慮して当該車両の通行などの条件を付して通行が可能となる場合があることから、個々の車両の通行について道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から必要となる審査を行っている。したがって、このような審査を省略するよう届出制とすることはできない。	右提案主体の意見につき検討し、回答された。					1 0 3 0 0 1 0	(株)小松製作所 日立建機 日立建機 日立建機 日立建機 日立建機 日立建機	茨城県、 栃木県	国土交通省			
1220090	ISO規格20フィートコンテナへの最大積載輸送時の内外格差の是正	道路法第47条の2第1項	軸重の一般的制限値は10トン以下、フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラックのうち、エアサスペンションを装着するものの駆動軸重量は、11.5トンまで特殊車両通行許可の対象		外貨では17t(2軸2軸17t)+3軸17tであれば軸重10tを超えても30.48tまで積載可能(この場合の軸重制限は11.5t)だが、内貨では同条件での積載が認められていない。内貨についても外貨と同様に30.48tまで積載できるように、軸重制限の規制緩和を願いたい。	道路の構造保全、交通の危険の防止、車両の安全性の観点からは、同条件で輸送する限り、内貨と外貨で積載規制が異なることで別々の輸送準備を必要とし、負担が大きくなる懸念がある。また、輸送効率の向上により輸送車両数を抑制することが可能となり、CO2削減、事故のリスク低下にも繋がる。	D	海上コンテナと異なり、輸出入以外の貨物を輸送する場合は道路条件に応じた積載物の分割・減載が可能であることから、原則に基づき軸重を10トン以下とされているところである。					1 0 4 5 0 1 0	石油化学工業協会	東京都	国土交通省			
1220100	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第13号及び第49条第2項 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第13号及び第49条第2項 道路運送車両の保安基準(平成14年国土交通省告示第619号)第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	公安委員会の交付する緊急自動車の指定申請調査書又は届出済証明書等の提出があった場合には、道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第67号、以下「保安基準」という。)第1条第13号の緊急自動車として取り扱われる。 従って、往診用自動車は緊急自動車として指定され、公安委員会の交付する緊急自動車の指定申請調査書又は届出済証明書等の提出があれば保安基準における緊急自動車として取り扱うことは可能である。 次に、緊急自動車となる場合には、他の交通に示すことができる警光灯及びサイレンを備える必要がある。 更に、救急自動車などの医療関係で使われている緊急自動車の車体の塗色は白色とされている。これは、車体の塗色が白色である緊急自動車が警光灯及びサイレンを作動させた場合には、それが緊急事態が生じたため出動していることを他の交通に示し、通行の安全性を確保するためである。		死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高い。昨今は緩和医療専門の医師が対応できるようになっている。緊急に処置を必要とする患者は、医師の搬送すら困難となっている。また、緩和医療の経験豊富な医師が少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているが現状である。 本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限り、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定する。	国土交通省としては、緊急自動車となる場合には、道路運送車両の保安基準第49条及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条でその要件が定められており、緊急自動車であることを他の交通に示すことができる警光灯及びサイレンを備えること、及び車体の塗色について原則として「白」であることとされている。 ご提案のような自動車の塗色については、台数が限定されること、緊急時の運行頻度が限られることから、関係府庁の協力が得られ、必要性が認められる地域において、色を限定することなく緊急自動車とすることができよう、特区として対応したいと考えている。	A	III					1 0 1 0 0 1 0	医療法人 陽気会 佐野文士 ヒメとちの木	栃木県	警察庁 厚生労働省 国土交通省			
1220110	乗合タクシー要件の緩和	一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針(平成13年国土交通省告示第17号)第1条第2号③ 一般乗合旅客自動車運送事業における事業用自動車の利用等について(平成10年国土交通省告示第182号、国土交通省告示第149号、国土交通省告示第94号)第2号	区域運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、当該事業を行う地域が交通空白地帯である場合を除き、地域公共交通会議で協議が図られていることを許可要件としている。事業用自動車の併用が認められる場合も同様である。		一般乗合旅客運送事業の区域運行を行う場合、路線定期運行との整合性が必要との規制を緩和する。また、当該事業用自動車について、乗合事業と兼用事業(タクシー)との相互利用ができるように規制を緩和する。	地域の足として、乗合タクシーを活用することによって、安価で便利な公共交通を整備する。地方では、自家用車の普及とともにバスや鉄道の公共交通が撤退あるいは縮小され、高齢者や障害者などの移動制約者にとっては、過渡期にも不便を来している。バスとタクシーの中間モードである乗合タクシーを普及させていくことが、利用者と事業者双方にとってメリットがあることとされている。 提案理由 ある病院から、患者に対しての安価な乗合タクシーでの送迎を依頼され、九州運輸局に相談した。地域のニーズというより個別のニーズであるため、地域公共交通会議にかけらるにはふさわしくないので、「明らかに路線定期運行との整合性をとる必要があるか」が認可の要件になった。周辺バス路線を調査した結果、その要件は満たすことができると判断したが、タクシーを乗合事業に活用することができないという規制のために断念した。当該病院は、結局、自分でワゴン車を購入して無償送迎するという事になった。 自家輸送の普及よりも、現用のタクシーを有効に活用できるような規制の緩和が必要である。	D	I	本件については、既に九州運輸局に相談した上で現在保有している車両とは別に最低車両数を確保しなければならないことである。九州運輸局との協議において、区域乗合運行については可能であるとの結論になったが、乗合事業としての最低保有台数を確保した上で、色を限定することなく緊急自動車とすることができよう、特区として対応したいと考えている。	今回の回答では、車両の活用についての回答が得られていない。九州運輸局との協議において、区域乗合運行については可能であるとの結論になったが、乗合事業としての最低保有台数を確保した上で、色を限定することなく緊急自動車とすることができよう、特区として対応したいと考えている。				1 0 1 4 0 0	有限会社 三ヶ森タクシー	福岡県	国土交通省		

